

無線局免許証票の廃止等のお知らせ

総務省では、無線局の免許申請手続等に係る規制緩和等を図るため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案を平成 29 年 12 月 13 日の電波監理審議会に諮問し、その結果を踏まえ、平成 30 年 2 月 1 日に電波法施行規則等の一部を改正する省令等を公布しましたので、お知らせいたします。

関連報道資料・・・http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-ws/01kiban09_02000246.html

今回の改正の内容は、平成 30 年 3 月 1 日の施行となります。

1 免許証票の廃止（電波法施行規則第 38 条第 3 項）

免許証票については、無線局の送信装置のある場所に免許状を備え付けることが難しいアマチュア局を含む陸上移動局等が、「免許を有していること」を明らかにするため、免許状の代わりに備え付けることを求めてきた経緯にありますが、総合無線局監理システムにおける無線局データベースの充実等を踏まえ、免許状や無線局事項書等の備え付け書類による無線局管理でも支障がなく、かつ、規制緩和の観点も考慮し、平成 30 年 3 月 1 日をもって廃止します。

なお、現在、送信装置へ貼り付け（備え付け）ている免許証票については、施行後においても、そのまま貼り続けていても問題はありません。

2 無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備の拡大（昭和 58 年郵政省告示第 532 号）

現に免許を受けている空中線電力 200 ワット以下のアマチュア局の設置場所を変更する際、保証を受けた場合は、変更検査を受けることを要しないとしていましたが、空中線電力 200 ワット以下の無線設備で適合表示無線設備のみで構成されているアマチュア局の設置場所を変更する際も変更検査を要しないものとして、平成 30 年 3 月 1 日付けで当該告示を改正します。

連絡先：総務省 東海総合通信局 無線通信部 陸上課

アマチュア・タクシー担当 052-971-9622